

## 社会福祉審議会の設置について

本市は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日に中核市への移行を予定しています。中核市移行に伴い、福祉分野における権限移譲の一つとして、地方社会福祉審議会を設置する必要があります。

このため、既存の福祉に関する審議会・委員会の一部は令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止し、新たに吹田市社会福祉審議会及びその専門分科会並びに審査部会を設置します。

### 1 地方社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもの

### 2 設置根拠

社会福祉法（以下「法」という。）第 7 条

### 3 地方社会福祉審議会の所掌事項

(1) 法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項

(2) 法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

※法に定める地方社会福祉審議会の特例として、市は条例で定めるところにより、同審議会に当該事項を調査審議させることができるとされています。

### 4 吹田市社会福祉審議会の設置

審議の対象が本市内に限定されることになるため、本市の実情に合わせた専門分科会等を設置し、課題解決に向けた具体的な調査審議を行うことにより、福祉サービスの充実を図ります。

また、既存（現行）の審議会等の整理を行うことにより、効率的で質の高い審議会運営に取り組みます。

## 5 吹田市社会福祉審議会の構成等（案）

### （1）審議会構成

別紙のとおり

### （2）委員等の構成

社会福祉事業の従事者及び学識経験者から市長が任命します。法に基づき、社会福祉審議会は委員のみとして、各専門分科会の正副分科会長を中心に構成します。

各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く）は委員及び臨時委員で構成します。

なお、委員任期は3年として考えています。

### （3）委員等の任命

本市では、既存の福祉分野の審議会等を統合する形で社会福祉審議会を設置します。

これまでの審議の継続性を担保するため、当該審議会等に御就任いただいている委員を、社会福祉審議会の委員及び臨時委員に任命させていただきたいと考えています。

なお、法に規定がないことから、社会福祉審議会の委員として市民委員を任命することはできません。しかしながら、本市福祉行政の推進には、市民の立場からの意見や助言等を聴取することは非常に重要であると考えており、アドバイザー的な位置付けとして、引き続き専門分科会に御参画いただきたいと考えています。